

(別 紙)
答申第155号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成23年7月10日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「単なる法令の存否を虚偽説明することについて、捜査手法上、認容されるとする根拠が分かるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年7月20日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成23年8月30日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成23年9月15日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、対象文書の全部を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号

に規定する幼児用補助装置の免除規定に関して、私が警察官に対して、その有無について再三再四に渡り確認したところ、「法律にのみ基づき執行しているのです。そうした規定はない。」との説明を受けたが、納得できないのでさらに確認したところ、司法権、行政権及び立法権の三権分立を前提として、「法律は唯一の立法機関である国会で制定される。」と回答があった。

ここで、問題点として2点挙げられる。1点目として、警察官が「法律にのみ」と発言しており、道路交通法施行令を無視していること。2点目として、道路交通法施行令は、法律ではなく行政権に属する命令であり「三権分立」の説明が失当であること。

以上のことから、単なる警察官の法令知識の不足が原因であると考えられる。しかしながら、私が平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで警察法（昭和29年法律第162号）第79条の規定に基づき、この件について諮問実施機関に対して苦情の申出をしたところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け奈公委第〇〇〇号において、「適切に対応している」との回答があり、単なる法令の規定の存否について虚偽説明を行った警察官の行為を容認している。よって、捜査手法上の必要性により虚偽説明を行ったものと推測される。

なお、私としては、免除規定が法律、あるいは命令、その他運用解釈基準等のいずれかに規定されておれば、行政救済措置を図ることができるので、特段、法律にこだわる必要性はないことは明らかである。

(2) 意見書

刑法（明治40年法律第45号）第35条の規定により正当な法令行為と業務行為については、形式的に構成要件に該当していても正当化される。

この点について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け奈公委第〇〇〇号で回答があったことから、審査請求人は、警察官の虚偽説明が違法性阻却事由に該当すると推測したものである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 開示請求にかかる行政文書の性格

審査請求人が求める行政文書は、「単なる法令の存否を虚偽説明することについて、捜査手法上、認容されるとする根拠が分かるもの」である。

つまり、「特定の行為が捜査手法に該当する根拠」について記載された行政文書と認められた。

2 不開示とした理由

警察が行う捜査は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等の法と証拠に基づいて行われているところ、捜査に関する情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であることから、条例第7条第4号に該当する情報である。

本件開示請求内容は、特定の行為が捜査手法に該当するか否かについての探索的請求であり、条例第10条に該当して「存否応答拒否」の不開示決定となるべき内容であるが、警察官の犯罪捜査については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規

則第2号)等に基づいて適切に行われているところ、奈良県警察本部が虚偽説明を認容する行政文書を作成したとすれば、警察が国民から負託された捜査権に対する信頼を著しく損なうこととなり、このようなことが警察組織で認められるはずもない。

すなわち、特定の事項を虚偽説明することが警察の捜査手法として存在しないことは明白であり、虚偽説明を認容することはあり得ないのであるから、根拠となる行政文書が存在しないことも明らかである。

以上のことから、本件開示請求に対して対象となる行政文書は存在せず、本件処分を行ったものである。

なお、審査請求人は、審査請求書で種々の主張をしているが、本件開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は、県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 本件行政文書の不存在について

審査請求人は、「単なる法令の存否を虚偽説明することについて、捜査手法上、認容されるところの根拠が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

審査請求人が開示を求めているのは、警察官が犯罪の捜査、交通取締り等において、被疑者その他の者に対し、犯罪の捜査、交通取締り等の対象となる行為に関する法令について説明する際に、当該行為に関する義務を免除する法令等の存否について虚偽の説明をすることが、正当な行為であると認められる根拠が記載された行政文書であると解される。

警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の方法、手続等を定めた犯罪捜査規範は、第2条第2項において、捜査を行うに当たっては、個人の基本的な人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならないと規定し、また、第3条において、捜査を行うに当たっては、警察法、刑事訴訟法その他の法令及び規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなけ

ればならないと規定している。

もとより、警察その他の行政機関が、住民に対し虚偽の説明を行うことを認容する、あるいは、誤った説明を正当化することを定めた行政文書を作成することは通常想定し難いことである。

これらのことを勘案すると、虚偽の説明を認容する行政文書、又は誤った説明を正当化することを定めた行政文書は存在しないという諮問実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

また、第4の2のとおり、諮問実施機関は、犯罪の捜査に関する情報は条例第7条第4号に該当し、本件開示請求の内容は特定の行為が捜査手法に該当するか否かについての請求であることから、条例第10条により不開示決定となるべきものであると説明している。

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。しかし、本件開示請求については、存在しないことが明白であると実施機関が判断していることから、存否を明らかにすることにより、条例第7条第4号に規定する「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」には該当するとは認められない。

したがって、本件開示請求に対し、実施機関が存否を明らかにした上で、不開示決定を行ったことは妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、警察官の虚偽説明が違法性阻却事由に該当すると推測した等種々主張しているが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 9月15日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成23年10月20日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年11月21日	・ 審査請求人から意見書の提出を受けた。
平成24年 3月29日	・ 諮問実施機関から理由説明書（追加分）の提出を受けた。
平成25年11月20日 （第169回審査会）	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成25年12月18日 （第170回審査会）	・ 事案の審議を行った。
平成26年 2月 6日 （第171回審査会）	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成26年 2月20日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いしだひでじろう 石田榮仁郎	近畿大学名誉教授（憲法）、弁護士	会長代理
いるめよしお 以呂免義雄	弁護士	
ちはらみえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授（行政法）、弁護士	会 長